

中部地方整備局「建設会社における災害時の事業継続力認定」実施要綱

（趣旨）

第1条 この実施要綱は、中部地方整備局が建設会社における災害時の事業継続力の認定を実施するにあたり、その運用及びその他必要な事項について定めるものである。

（目的）

第2条 中部地方整備局は大規模災害時において、緊急輸送道路及び緊急確保航路の早期確保並びに河川、道路及び港湾施設などのインフラ施設の早期復旧に取り組む責任を担っており、その実施に際しては建設会社の協力が必要不可欠である。

本制度は、建設会社が備えている事業継続力を中部地方整備局が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行およびその建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、もって中部地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上を目的とするものである。

（用語の定義）

第3条 この実施要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- イ 「評価要領」とは、あらかじめ中部地方整備局が公表している「建設会社における災害時の事業継続力認定評価要領」（以下「評価要領」という。）をいう。
- ロ 「評価」とは、評価要領に基づき行う評価のことをいう。
- ハ 「認定」とは、審査の結果、評価要領に適合した災害時の事業継続力を有していることを認めたこという。

（認定の申込み）

第4条 本制度での認定を受けようとする会社（以下、「申込会社」という。）は、評価要領に定める申込書及び添付書類（以下「申込書類」という。）を整え、中部地方整備局長あてに申込むものとする。

（評価の実施）

第5条 評価は、書類の確認による評価（以下、「書類評価」という。）を実施するものとする。

- 2 書類評価は、申込書類の内容について、評価要領に基づき適合の可否について評価する。
- 3 書類評価で疑義等により必要と判断した場合は、申込会社との面接を実施するものとする。

（委員会の設置）

第6条 中部地方整備局は、「建設会社における災害時の事業継続力」の認定に関する事項を審議するため、事業継続力認定制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 委員会は、事業継続力認定制度の実施要綱、評価要領、ガイドライン等に関する事項を審議し承認するものとする。下部組織として評価部会を設置し、申込書類の書類審査による評価を行うものとする。

(委員会の構成)

第7条 委員会の構成は以下のとおりとし、委員長を置くものとする。

委員長	統括防災官
委員長代行	港湾空港部長
委員	総括防災調整官
委員	防災室長
委員	災害対策マネジメント室長
委員	建政部 建設産業調整官
委員	建政部 建設産業課長
委員	港湾空港部 港湾空港企画官
委員	港湾空港部 港湾高度利用調整官
委員	中部地方整備局長が選任し委嘱した有識者
委員	中部地方整備局長が選任し委嘱した有識者

なお、委員長に事故等の不測の事態が生じた場合には、港湾空港部長が代理として委員長を務めるものとする。

- 2 評価部会の構成は以下のとおりとし、部会長を置くものとする。

部会長	総括防災調整官
部会長代行	港湾空港部 港湾空港企画官
部会員	防災室長
部会員	災害対策マネジメント室長
部会員	建政部 建設産業課長
部会員	港湾空港部 事業計画官
部会員	港湾空港部 港湾事業企画課長
部会員	港湾空港部 港湾空港整備・補償課長
部会員	港湾空港部 港湾高度利用調整官
部会員	総務部（港湾） 経理調達課長

なお、部会員は必要に応じて、部会長が追加指名することができる。

- 3 事務局は中部地方整備局災害対策マネジメント室及び港湾空港部港湾空港防災・危機管理課とする。

(委員会の開催)

第8条 委員会の開催は以下により行うものとする。

- 2 委員会は、委員長の招集により必要に応じて開催できるものとする。
- 3 委員会は、委員長を含め過半数の出席をもって成立するものとする。
- 4 委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は公表するものとする。

(評価部会の開催)

第9条 評価部会の開催は以下により行うものとする。

- 2 部会長の招集により評価部会を原則年2回開催し、書類評価を行うものとする。
但し、部会長が必要と認めた場合は適宜開催できるものとする。
- 3 面接は必要に応じて、部会員の2名以上の参加により実施するものとする。
- 4 評価部会は、部会長を含め過半数の出席をもって成立するものとする。
- 5 評価部会は、非公開とする。

(認定の実施)

第10条 中部地方整備局長は、評価部会からの申込書類の書類審査による評価結果に基づき認定を行うものとする。

(認定証の交付)

第11条 評価に適合した申込会社に対し認定証を交付するものとする。また、認定証の交付を受けた申込会社については中部地方整備局のホームページで公表を行うものとする。

(認定証の有効期間)

第12条 認定証は交付の日から原則3年間を有効期間とする。

(不適合通知書)

- 第13条 評価書類に虚偽記載等が判明した申込案件について、評価部会において評価内容を諮った上、不適合通知書を申込会社に交付するものとする。
- 2 不適合通知書を交付された申込会社は、交付の日の翌日から8日以内に不適合通知に関する問合せを事務局にすることができる。なお問合せがあった場合は、問合せ日の翌日から14日以内に当該問合せをした者に対し、事務局より説明するものとする。

(認定の取消し)

第14条 評価部会は、認定証を交付した建設会社等が次の事項に該当する場合は評価部会を開催し、その内容を諮った上で認定を取消すものとする。

なお、認定の取消しを受けた場合は、認定証の有効期間にかかわらず、認定の効力についても失効するものとする。

- イ 認定後において評価書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- ロ 認定を受けた建設会社が合併等により組織を改編した場合。
- ハ その他、認定の取消が必要な場合。

(合併等による認定の継続)

第15条 認定を受けた建設会社が合併等により組織を改編した場合で、認定を継続させようとする会社は、申込書類を整え、中部地方整備局長あてに申込むものとする。

- 2 評価部会は、継続の申込みがあった場合は、速やかに評価部会を開催し、その内容を諮った上で認定の継続を行うものとする。
- 3 認定の継続が認められた会社には、継続通知書を交付するものとする。なお、必要に応じて認定証を再交付するものとする。

(守秘義務)

第16条 委員、評価部会員、事務局員等は、知り得た個人情報や企業情報等について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第17条 この実施要綱は令和4年12月23日から適用する。

(附 則)

1. この要綱の一部改正は、令和7年2月20日から適用する。